

民法債権法改正前の最終チェックに！ 「理論」と「実務」を徹底解説

開催日：2019年11月21日（木）／13:30～16:30

講座のねらい

2020年4月の改正民法（債権関係）施行が近づいてまいりました。

本セミナーでは、地域金融機関の具体的な契約書式案・規定の改訂書式案と、事務取扱要領やマニュアルへの影響と改訂案や、役職員の研修テーマ、顧客保護態勢と顧客説明のポイントについて、弁護士と実務家2名によるパネルディスカッション形式にて論点を解説します。

皆様の問題解決に役立つセミナーとして開催いたしますので、この機会に是非ご参加ください。

講師プロフィール

足立 格 氏

村田・若槻法律事務所 弁護士

2002年 東京大学法学部卒業。翌2003年、第56期司法修習終了、同年森・濱田松本法律事務所入所。中央大学法科大学院や早稲田大学法科大学院寄附講座において講師を担当。また、一般社団法人保険オンブズマン紛争解決委員や一般社団法人日本少額短期保険協会諮問委員などを歴任。2015年 村田・若槻法律事務所入所。企業法務から親族相続といった個人案件まで含め幅広い分野で活躍中。

相木 辰夫 氏

香川総合法律事務所シニアマネージャー
（元東京都民銀行法務室長）

地域金融機関勤務を経て現職。

2009年～14年 東京商工会議所「民法（債権法）改正検討専門委員会」委員

2011年 経済産業省「経済界と債権法改正検討WG」委員

2017年 同「民法（債権法）改正普及・啓発ワーキング会議」委員
債権法改正に関する金融機関向け研修会の講師を務める。

定員 50名

※定員になり次第締め切らせていただきます

対象 民法改正実務ご担当部署
（融資事務、債権管理、リスク管理など）

会場 ウィンクあいち 名古屋市中村区名駅4丁目4-38
（JR名古屋駅桜通口より徒歩5分）

受講料 19,800円
（資料代、消費税10%を含みます）

講演内容

【13:30～16:30】

- 1) 事業融資において、経営者等以外が個人保証人となる場合は公正証書の作成が必要
①事業融資には、店舗等併用住宅ローンやアパートローンも含まれる
②経営者等の配偶者は戸籍謄本で確認するのか？
経営者等の確認方法・資料は？
③保証意思宣明公正証書作成のマニュアルはどうするのか？
④不利益変更として公正証書再作成が必要な場合とは？
⑤債務者の情報提供義務履行についての、金融機関の確認方法・関与方法はどのようにするのか？
⑥委託がない保証人からの情報提供請求への対応はどうする？
⑦債務者が期限の利益を喪失したときに保証人宛の通知を公示送達にする必要がある場合とは？
- 2) 要物型の金銭消費貸借契約証書を採用する場合の顧客説明のポイントは？
- 3) 債務引受は改正法により利用方法が広がる
①併存的債務引受と連帯債務者の一人に対する請求・時効が相対効になったことによる影響は？
②免責的債務引受の引受人に対する説明事項のポイント
- 4) 定型約款
①該当判断は、「取引の態様」により客観的に決まるのか？
②組入要件の「合意」は明示でなく黙示でも問題はないのか？
③変更規定を新設する必要はあるか？
定めない場合の変更方法は？約款でない場合の変更方法は？
- 5) その他
①第三者弁済の注意点は？
②時効と債権管理の注意点は？
③連帯保証人の一人に対する請求を絶対効とする場合の保証人交替時の再合意や通知等の注意点は？
④預金の注意点は？
- 6) 役職員に対する教育（研修や通信教育）、顧客説明について

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

お申込要領

お申込方法

- ◆ 下記申込書に所定事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。
- ◆ 受講料はお申込後に送付の請求書にもとづき弊社口座宛にお振込みください。
(お振込手数料はお客様にてご負担ください)
- ◆ 当日のお申込みは受け付けておりません。必ず事前にお問い合わせをお願いいたします。
- ◆ 撮影・録音機器等の持込みはご遠慮いただいております。

お申込先

〒460-0022 名古屋市中区金山1-12-14
(株)経済法令研究会 名古屋営業所 セミナー係 宛
Tel : 052-332-3511 Fax : 052-321-3452

■金融実務セミナー

「民法債権法改正前の最終チェックに！理論と実務を徹底解説」に下記の通り申込みます。

金融機関名 (金融機関コード)	()		
受講票 送付先	〒		
お申込部署名		ご担当者氏名	
ご連絡先電話		ご連絡先FAX	

(フリガナ) ご受講者氏名	所属部署名	役 職 名